

日本赤十字社防災業務計画

日 本 赤 十 字 社

平成8年10月

日本赤十字社防災業務計画

第1章 総則

第1節 本計画の目的

本計画は、日本赤十字社が、赤十字に関する諸条約及び赤十字国際会議において決議された諸原則の精神にのっとり、日本赤十字社法及び日本赤十字社定款の定めるところに従い、また、災害救助法(昭和22年法律第118号)、災害対策基本法(昭和36年法律第223号)、防災基本計画(昭和38年中央防災会議決定平成7年修正)及び大規模地震対策特別措置法(昭和53年法律第73号)の規定に基づき、災害対策に関しとるべき措置等を定め、もって災害救護活動の円滑な推進を図ることを目的とする。

第2節 災害救護活動の基本方針

第1 日本赤十字社の災害救護活動

日本赤十字社が実施する災害救護活動は、その自主判断に基づいて独自に行われる活動と、国及び地方公共団体等の行う救護業務に協力する活動とに区分される。

本計画の実施にあたっては、本社及び支部は、管下の医療施設・血液センター・社会福祉施設等と一体となって、災害予防対策、災害応急対策並びに災害復旧対策を効果的に遂行するものとする。

第2 災害救護活動の種類・実施期間

日本赤十字社は、災害の被害状況に応じた災害救護活動を実施する。

災害救護活動を大別すると、被災者に対する医療救護活動と自立支援活動とがある。

それぞれの活動内容は、被害状況、被災者のニーズの性質並びに日本赤十字社が

有する能力とによって定まり、その活動実施期間は、概ね被災者の緊急的なニーズが満たされ、自立の見通しが立つまでの間とする。

第3 災害救護活動の実施主体

日本赤十字社が実施する災害救護活動は、災害が発生した地域の支部(以下「被災地支部」という。)が主体となって実施する。

被災地支部は、管下施設と一体となって救護業務の遂行にあたることとし、本社は、関係する支部及び防災関係機関と連絡調整を行うこととする。

第3節 計画の効果的推進

本社及び支部は、本計画を効果的に推進するため、支部ごとに災害救護計画を作成するとともに、訓練や研修を実施して職員への周知徹底に努めることとする。

また、常に計画の見直しを行い必要な事項について適宜改定を行うものとする。

第2章 災害予防対策

第1節 災害救護体制の確立

本社及び支部は、災害に的確に対応できるよう平常から災害救護体制の確立を図るものとし、特に災害時には、平常の業務に加えて災害救護を実施することを考慮して、業務分担等について確認と見直しを随時行う。

第1 連絡体制の整備

1 職員の召集・参集体制の整備

本社及び支部は、職員の召集・参集基準の明確化、緊急連絡網の作成等の連絡手段の確保、召集・参集途上での情報収集・伝達手段の確保に努めることとし、災害発生による道路損壊や、交通機関の途絶、職員自身や家族が被災した場合等を考慮

して、あらかじめ時系列的な参集可能職員数を把握しておくとともに、参集が不可能となった場合に当該職員のとるべき行動、安否の確認方法を徹底しておくものとする。

2 情報収集・伝達体制の整備

本社及び支部は、情報の収集と共有化に努めることとし、相互の連絡が迅速かつ確実に行えるよう、非常災害優先電話回線の設置を行うとともに、機器の高度化や増強、代替通信システムの整備等を進め、情報伝達経路の多重化を図る。

また、実践的な通信訓練を適宜実施し、災害時における確実な運用体制の構築に努める。

第2 災害救護資機材等の整備

1 災害救護資機材の整備充実

本社及び支部は、自己完結型災害救護体制を確立できるよう、必要な災害救護資機材の整備充実を図る。

また、大規模災害により近隣支部の協力を得て災害救護活動を実施する場合に備えて支部相互に共用できる災害救護資機材についても検討のうえ準備する。

災害救護資機材は、点検を定期的に行うとともに、併せて操作訓練を行うよう努め、常に稼働できる状態を維持する。なお、使用後は、必ず点検・補給を行う。

2 災害用救援物資等の備蓄

本社が一括して購入した毛布及び日用品セットを、地域の実情を踏まえて各支部に分置するとともに、その在庫数を常に把握しておくものとする。

上記物資のほか支部独自で購入した物資も含めて救援物資の効率的な備蓄に努める。

3 協力機関との協定

本社及び支部は、災害時の職員の派遣、救援物資の輸送並びに通信の確保等について、関係する機関から積極的な協力が得られるよう、あらかじめこれらの機関と協議を行い、必要な事項について協定等を締結しておく。

第3 社屋等に係る災害予防

1 災害時の機能維持対策

本社及び支部は、災害時においても個々の機能を維持するために、建物の安全性と電気・水・燃料等の確保に努める。特に医療・社会福祉施設では、利用者の安全性にも十分に配慮する。

また、赤十字施設へ住民が避難してくることが十分考えられるので、その受け入れについても検討しておく。

2 代替施設の確保

本社及び支部は、災害時に、社屋の損壊等により災害救護実施対策本部を設置して災害対策を推進することが困難となる場合を想定して、あらかじめ適切な代替施設を確保し必要な整備を図る。

第4 周辺避難所及び危険箇所の把握

支部は、指定避難所の所在地、収容人数及び備蓄物資等について確認しておくとともに、避難所周辺の状況をあらかじめ把握するよう努める。

また、災害の拡大が懸念されるような危険箇所についても状況を把握しておく。

第2節 災害救護に関する教育訓練等

第1 災害救護に関する教育訓練等の原則

本社及び支部は、すべての職員に対し、率先して災害救護業務に従事する心構えを常に喚起するよう努める。

また、災害救護活動を円滑に実施するため、初期活動の重要性並びに活動内容、日本赤十字社独自の活動と地域防災計画における役割、災害救護用資機材の取り扱い方法等について、知識と技術を修得させるように努め、災害時には職員自らの判断で行動できるようにする。

第2 職員への研修・訓練等

- 1 支部は、本社の開催する研修会に積極的に職員を派遣するなどして、災害救護活動に必要な知識・技術を研修させる。

また、研修修了者を効果的に活用して職員への知識等の周知徹底を図るとともに、実践的な災害救護訓練を実施する。

- 2 支部は、広域災害を念頭において隣接支部やブロック内支部との相互の応援体制の確立を図り、ブロック又は複数支部による合同災害救護訓練の実施に努める。

また、地方公共団体の総合防災訓練や他の防災関係機関との合同訓練を実施することにより、災害時における各機関の役割を認識し、併せて日本赤十字社の災害救護業務についての理解を促進する。

第3 防災に関する意識の啓発

本社及び支部は、1月17日の「防災とボランティアの日」及びその前後の「防災とボランティア週間」並びに9月1日の「防災の日」及びその前後の「防災週間」における行事やその他の機会を捉えて防災に関する意識の啓発を行う。

第4 災害に対する調査及び研究

本社は、災害救護活動が円滑に実施できるよう、災害対策や災害救護資機材について、過去における災害救護活動の経験を踏まえて調査及び研究を推進する。

第3節 災害救助法に係る防災体制の整備

第1 団体・個人の協力に関する連絡調整

日本赤十字社は、災害救助法第31条の2の規定により、政府の指揮監督の下に、救助に関し地方公共団体以外の各種の団体、個人がする協力が総合的かつ有機的に実施されるよう、それらの連絡調整を行う。

第2 救助又は応援に関する業務の委託

支部は、同法第32条の規定による都道府県知事の委託については、委託契約を締結しておくこととする。

災害が発生した場合には、この委託契約に基づき速やかに救護班を派遣し、被災地に救護所を開設する等して災害救護活動を行う。

第4節 医療施設・血液センター・社会福祉施設に係る災害予防対策

本社及び支部は、災害予防対策を効果的に推進するため、管下施設に対し以下の事項について必要に応じ指導・助言を行う。

1 医療施設

- (1) 施設における安全性を確保し、機能維持に努めること。
- (2) 災害が発生した場合における職員の参集体制など各種の対応について検討すること。
- (3) 職員及び外来・入院患者等に対して避難訓練を実施し、災害対策に関する啓発を行うこと。
- (4) 危険物に関して、適切な管理を行うこと。
- (5) 災害時の患者受け入れ態勢、水・医薬品・医療材料等の備蓄機能を強化して、拠点となる医療体制の整備に努めること。
- (6) 施設間の患者受け入れのため、広域後方医療体制の整備を図ることとし、応援

職員の派遣、医薬品・医療資機材等の医療施設間における相互融通体制の整備に努めること。

2 血液センター

- (1) 施設における安全性を確保し、機能維持に努めること。
- (2) 災害が発生した場合における職員の参集体制など各種の対応について検討すること。
- (3) 施設の職員及び献血者等に対して、避難訓練を実施し、災害対策に関する啓発を行うこと。
- (4) 危険物に関して、適切な管理を行うこと。
- (5) 災害時の血液製剤の供給体制及び需給調整体制を確立し、適正な在庫量の確保に努めること。

3 社会福祉施設

- (1) 施設における安全性を確保し、機能維持に努めること。
- (2) 災害が発生した場合における職員の参集体制など各種の対応について検討すること。
- (3) 施設の職員及び施設入所者・利用者等に対して避難訓練を実施し、災害対策に関する啓発を行うこと。
- (4) 地域の社会福祉関係機関と相互協力体制を確立すること。

第5節 防災ボランティアの研修・訓練・登録

日本赤十字社は、災害時における防災ボランティア活動を積極的に推進することとして、防災ボランティアの研修・訓練・登録を実施する。

第1 研修

本社及び支部は、災害救護活動や防災ボランティアの意義と役割について啓蒙し、

積極的に人材を掘り起こすとともに、防災ボランティアに求められる知識・技術等について研修を実施する。

第2 訓練

支部は、防災ボランティアを防災教育・訓練等に参画させ、関心と参加意識の持続を図る。

第3 登録

支部は、平素から防災ボランティアを登録して必要なときに適切な活用が図れるようにしておく。

第4 防災ボランティア・リーダーの養成

本社及び支部は、研修修了者のうち、特定の業務を委任できる資質と能力を持つボランティアをリーダーとして養成し、リーダーを中心として個々の防災ボランティアの活用を図る。

第3章 災害応急対策

第1節 災害警戒時における支部の措置

支部は、災害が発生する恐れのある場合には、支部において定めるところにより職員を召集・参集させて情報の収集にあたるとともに、必要と認められる場合には、救護班等に待機を指示する。

また、支部長は、必要により災害警戒本部を設置し、災害発生に備えて体制の整備にあたることとし、災害が発生した場合には、これを支部災害救護実施対策本部（以下「支部災害対策本部」という。）に移行して災害救護活動の立ち上がりに万全を期することとする。

第2節 災害時における支部の措置

支部は、災害が発生した場合において、次の災害応急対策を講じる。

第1 職員の召集・参集

支部は、災害が発生した場合には、あらかじめ定められたところにより、職員を召集・参集させる。

第2 初期の対応

支部は、災害発生後、直ちに被災状況の情報収集等を開始する。

また、被災地の支部長は、必要と認められる場合には、他からの指示等の有無に拘わらず災害救護活動を開始する。同時に、被災地支部の対応状況並びに被災状況について、可及的速やかに社長に対し報告を行う。特に、災害時においては、無線の混信等により通信の確保が困難になる恐れがあるので、必要とされる通信制限等を行い通信体制の確保に努める。

第3 支部災害対策本部の設置・運営

- 1 支部長は、災害が発生した場合には、必要に応じ救護業務の実施に関し連絡統制を図るため支部災害対策本部を設置し次の業務を行う。
 - (1) 非常通信、被災の調査及び報告に関すること。
 - (2) 救護班の派遣及び輸送に関すること。
 - (3) 救護資機材の補充に関すること。
 - (4) 血液製剤の確保・供給に関すること。
 - (5) 救援物資の輸送及び配分に関すること。
 - (6) 防災関係機関、被災地区・分区及び災害救護活動に従事する職員相互間の連絡調整に関すること。

- (7) 赤十字防災ボランティアへの協力依頼に関すること。
 - (8) 義援金の受付及び配分に関すること。
 - (9) 広報及び記録に関すること。
 - (10) その他、災害救護対策に関し必要とされる業務。
- 2 支部は、支部災害対策本部を設置すると、平常の業務に加えて災害救護業務を円滑に遂行する必要があるため、同対策本部の職員配置や業務分担について適切に対応できるように努める。また、同本部には、必要に応じ、医療施設・血液センター等の職員も参加する。
- 3 支部は、災害救護活動が中長期にわたる場合においては、救護班等に対する応援・交代や資機材の補給をはじめとする後方支援も考慮に入れた措置を講じる。
- 4 被災地支部は、支部災害対策本部を支部内に設置することとするが、それが不可能ないし不適切と判断される場合には、支部があらかじめ指定する代替施設に設置することとする。

第4 現地災害救護実施対策本部(以下「現地災害対策本部」という。)の運営

被災地支部は、必要により現地災害対策本部を設置するとともに、活動等の拠点としても活用する。現地災害対策本部は、支部災害対策本部の指示を受けて業務にあたる。

第5 災害救護活動の応援

- 1 被災地支部は、災害救護活動を遂行するうえで必要があると認められる場合、近接する支部へ応援を要請する。被災地以外の支部にあつては、原則として被災地支部からの要請を受けて災害救護活動の応援のための救護班等を被災地支部へ派遣する。
- 2 被災地支部は、なお救護力が不足すると考えられる場合、本社へ応援を要請する。

本社は、救援させる支部を選定し、災害救護活動の応援のための救護班等の派遣を指示する。

応援救護班等は、被災地支部の指揮下に入るものとする。

- 3 被災地に近接する支部は、災害の状況により必要と認められる場合には、支部独自の判断において救護班等を派遣する。当該支部は、本社又は被災地支部に実施した措置を報告して必要な指示を仰ぐものとする。

第3節 災害警戒時における本社の措置

社長は、災害が発生する恐れのある場合には、あらかじめ定められたところにより、職員を召集・参集させて関係する支部や防災関係機関との連絡確保に努め、情報収集にあたる。

第4節 災害時における本社の措置

本社は、災害が発生した場合において、以下のとおり、災害応急対策を講じる。

第1 職員の召集・参集

社長は、災害が発生した場合には、あらかじめ定められたところにより職員を召集・参集させる。

第2 初期の対応

- 1 本社は、災害が発生した場合、直ちに待機体制をとり、関係支部との連絡確保に努める。また、防災関係機関との連絡確保及び情報の収集に努める。
- 2 本社は、災害に関わる情報や、本社・被災地支部等の対応状況を一元的に支部に周知することにより、組織的・体系的な災害救護活動の推進に努める。

また、防災関係機関やマスコミに対しても、随時、情報を提供して広報を行う。

第3 本社災害対策本部の設置・運営

- 1 社長は、災害が発生した場合は、必要に応じ本社内に本社災害対策本部を設置し、支部災害対策本部の運営が円滑に行われるよう全社的な支援のための指示・連絡調整を行う。
- 2 本社災害対策本部は、災害の状況により本社職員を被災地支部に派遣して情報の収集や支部災害対策本部との連絡調整にあたらせる。
- 3 本社災害対策本部は、災害に関わる情報や本社・支部の対応状況を各支部に周知することにより、より組織的・体系的な災害救護活動の推進に資する。

また、防災関係機関やマスコミに対しても、随時、情報を提供して広報に努める。

第4 応援に係る本社の対応

社長は、災害の状況が被災地支部の救護力を超える場合、又は大規模災害等により広域的な災害救護活動の実施が必要であると判断した場合には、救援を行う支部を選定し、必要な指示を行う。指示を受けた支部は、災害救護活動のために応援救護班等の派遣を行う。

第5 非常時における措置

被災地支部の災害対策機能の低下・喪失により十分な災害救護活動が実施できないと判断される場合には、社長は、他の支部あるいは本社から災害救護活動の実施に必要な人員の派遣、資材の輸送等の措置を講じる。

第5節 医療救護活動に係る対策

第1 医療救護活動

本社及び支部は、救護班の派遣や傷病者の受け入れ等の医療救護活動を行う。

なお、地域防災計画に定めるもののほか、被災地に設置する救護所、あるいは巡

同等による応急医療を基本とし、在宅や避難所における高齢者・障害者などのいわゆる災害弱者への対応をも十分に考慮して柔軟に対処するものとする。

1 初期医療救護活動

災害救護活動の初期段階における医療救護活動は、被災地の医療機能が回復もしくはは地方公共団体による系統的な救助救出活動が開始されるまでの間、日本赤十字社独自の活動として積極的に実施する。

2 医療救護活動の継続

初期医療救護活動が終了した後においても、災害の状況に応じて医療救護活動を継続するものとする。

この場合、時間の経過とともに変化する被災者のニーズに柔軟に対応できるよう救護班の編成等を考慮する。

3 重傷病者の後送

収容治療を行う必要があると判断される重傷病者については、直ちに病院へ後送する。なお、患者の後送にあたっては、搬送手段や受け入れ病院について防災関係機関と必要な調整を行う。

また、赤十字医療施設が患者を受け入れる際には、受け入れ体制に万全を期す。

4 撤収時期

被災地の支部長は、被災地における医療機関の機能の回復状況を勘案し、医療救護活動を終息させる時期及び救護班を撤収させる時期を、地方公共団体、地元医師会等と協議のうえ決定する。

5 費用負担

医療救護活動に要する費用は、原則として、救護班を派遣した支部の負担とする。

ただし、災害救助法が適用された場合には、法に基づく必要な弁償を被災地支部がとりまとめて、都道府県知事にこれを請求する。

第2 血液製剤等の供給

災害時には、輸血用血液製剤や血漿分画製剤が大量に必要となることが想定されるので、全国的な血液製剤の需給調整機能を活用して、必要な血液製剤等の確保に努めることとする。

なお、災害時における広報は、献血希望者が一時的に殺到することなど混乱が生じないように十分配慮して行う。

第6節 自立支援活動に係る対策

第1 被災者の自立支援活動

本社及び支部は、災害の発生直後から被災者の自立が確立されるまでの間、必要に応じて自立支援活動を行う。

自立支援活動は、地域防災計画に定められたもののほか、災害の種類や時間の経過とともに変化する被災者のニーズと地域の状況に応じた活動を行う。なお、自立支援活動は、救護班による医療救護活動と連携して行うことも必要となる。

1 初期自立支援活動(緊急支援活動)

災害救護活動の初期段階における自立支援活動は、災害救助法及び地域防災計画に基づく支援活動が開始されるまでの間、日本赤十字社独自の活動として積極的に実施する。

2 中長期的な自立支援活動

中長期的な自立支援活動は、時間の経過とともに被災者の中から発生する多様なニーズに応じて行うものとする。この場合、地方公共団体やその他の関係団体と十分協議しながら柔軟かつ時宜を得た支援活動を実施する。

3 撤収時期

被災地支部長は、被災地の復興状況、被災者のニーズ、災害救助法の適用期間及

び医療救護活動の撤収時期等を勘案して自立支援活動の撤収時期を決定する。

第2 救援物資の配分

被災地支部は、毛布、日用品セット、お見舞品セット及び支部で独自に備蓄した救援物資を被災者のニーズに応じて、遅滞なく配分する。なお、配分にあたっては、地方公共団体や防災ボランティア等の協力も得ながら行う。

第3 義援金及び義援品の受付・配分

1 義援金の受付

義援金は、原則として被災地支部で受け付ける。また、本社及び被災地支部以外の支部に寄託された義援金は、速やかに被災地支部へ送付する。なお、近年の災害救援の実態から、原則として義援品は受け付けない。

2 義援金の配分

被災地支部は、地方公共団体その他関係団体と配分委員会を組織して義援金の迅速・公正な配分に努める。

第7節 防災ボランティアの活用

本社及び支部は、積極的に防災ボランティアの参加・協力を求めて災害救護活動の一層の推進を図る。

第1 防災ボランティアの協力

医療救護活動、救援物資の仕分けや配分、炊出し等の自立支援活動及び安否調査等の日本赤十字社が行う災害救護活動の円滑な実施のため、中長期的な視野にたつて必要な情報とサービスの提供を行い、防災ボランティアの特性と能力に応じた協力が得られるよう努める。

第2 行政機関等との関係

日本赤十字社は、行政機関等と連絡調整を図って上記以外の防災ボランティア活動についても積極的に実施する。

第8節 安否調査

本社及び被災地支部は、在日外国人に係る安否調査を赤十字国際機関及び各国赤十字社との連携のもとに積極的に行う。なお、この実施にあたっては、行政等の協力が必要となるので、連絡を密にして行う。

第9節 広報活動

本社及び支部は、災害救護活動について、マスコミ等を通じて適切な広報を行い、赤十字に対する理解と協力を求める。

また、情報の混乱や錯綜を防止し効果的な広報を行うため、広報窓口を一本化して正確な情報提供に努める。

第10節 海外からの支援受け入れ

本社は、災害時における海外からの支援申し入れについては、被災の状況、国際的的反響、支援の内容等を勘案して、その都度対応を定めることとし、その結果を国際赤十字・赤新月社連盟を通じて各国赤十字社へ連絡する。

国際的な広報、救援の情報や経験の共有、在留外国人の支援等の立場から必要性が認められる場合には、国際赤十字・赤新月社連盟ないし各国赤十字社の代表の受け入れを行う。

本心が、救援金品の支援を受け入れる場合は、「赤十字・赤新月災害救護の原則と規則」に従って行う。

第4章 災害復旧対策

第1節 被災施設等の復旧

被災地の支部は、被災した施設・設備について、その被害状況を迅速に調査し、これに基づいて復旧計画を作成し、早期復旧を図るとともに、同種の被害を繰り返し受けることのないよう努める。

第5章 東海地震の地震防災対策強化地域に係る地震防災強化計画

第1節 地震防災応急対策

本社及び支部は、警戒宣言が発せられてから災害発生までの間において、緊急に地震防災応急対策を実施して災害発生に備える。

第1 地震予知情報等の伝達

地震に関する諸情報の伝達経路は別図のとおり行われるものであるが、情報の収集及び伝達にあたっては正確・迅速を期するとともに、伝達方法を確立して関係職員に周知する。

本社からの情報の伝達の方法及び手段は次のとおりとする。

(1) 静岡、愛知、岐阜、長野の各県支部

有線・携帯電話又は災害応急復旧用無線電話。

(2) 第2ブロック各都県支部(静岡県支部を除く)

業務用無線、有線・携帯電話又は災害応急復旧用無線電話。

(3) その他の支部

ブロック代表支部事務局長の所属する支部に有線・携帯電話又は災害応急復旧用無線電話をもって伝達する。同支部はあらかじめ伝達経路及び伝達方法を定め当該ブロック内支部へ伝達する。

(4) 本社直轄の医療施設及び血液センター

業務用無線又は有線・携帯電話。

(5) 就業時間外における情報の伝達

各支部については支部事務局長又は救護業務担当課長、直轄施設については管理局長又は事務部長の自宅に行う。

第2 地震災害警戒本部の設置

- 1 警戒宣言が発せられたときは、本社及び強化地域内の支部は、地震災害警戒本部(以下「警戒本部」という。)を設置し、地震防災応急対策に係る措置を講じる。
- 2 支部の警戒本部の組織及び分掌は、支部長がこれを定める。
- 3 強化地域に隣接する支部において、防災対策上必要があると認められるときは、前記1に準じて警戒本部を設置することができる。
- 4 警戒本部は、災害が発生したときは、自動的に第3章第1節に定める災害救護実施対策本部に移行する。

また、警戒宣言が解除されたときは、警戒本部は廃止される。

第3 警戒本部運営委員等の参集

1 第1 配備体制

本社は、地震防災対策強化地域判定会(以下「判定会」という。)が招集された旨の連絡を受けたときは、強化地域内の支部へその旨伝達する。判定会が招集されたときは、警戒宣言が発せられる公算が大であるので、該当支部においては業務の基幹となる職員の緊急召集を行い、第2 配備体制に必要な職員の緊急召集の準備、情報の収集その他必要な措置を講じる。

2 第2 配備体制

強化地域内の支部においては、警戒宣言が発せられた旨の情報に接したときは、直ちに警戒本部を運営する職員及び地震防災応急対策に必要な職員の緊急召集を行

い、警戒本部を設置し地震防災応急対策を実施する。

3 就業時間外における緊急召集

本社及び支部は、就業時間外における緊急召集の連絡方法を確立し、迅速かつ正確に行う。

4 支部管下施設の地震防災応急対策

強化地域内の支部管下施設においても、警戒宣言が発せられた旨の情報に接したときは、地震防災応急対策に必要な職員の緊急召集を行い、定められた地震防災応急対策を実施する。

第4 警戒宣言発令時措置

本社及び支部は、警戒宣言が発せられたときは、次に定める措置をとる。

- 1 大規模地震が発生したときは、被災地支部の救護力は極度に不足することが予想されるので、本社及び支部は、全国の救護班を動員して救護力の増強を図ることとする。

支部は、警戒宣言が発せられたときは、次の区分に従い救護班を編成し出動準備態勢をとるとともに、救護班の編成を完了したときは、速やかに本社救護課まで報告する。本社は被災地支部の要請に基づき、救護班の派遣指示を行うので、各救護班は、それまで現在地で待機する。

(1) 緊急出動準備態勢

本社及び関東、中部、近畿、中国、四国(徳島、香川)の各都府県支部に係る救護班。

(2) 応援交代出動準備態勢

北海道、東北、四国(愛媛、高知)、九州の各道県支部に係る救護班。

- (3) 本社は、状況偵察、無線通信の中継、職員及び物資の輸送等のため、赤十字

飛行隊やその他輸送関係団体に対し、航空機等の出動準備を依頼する。

(4) 強化地域及びその周辺地域に所在する医療施設等においては、災害発生後、被災患者が相当数搬送されることが予想されるので、医療救護活動に必要な職員の確保、医薬品及び医療資機材、病床等の準備、その他必要な措置を講じ非常事態に対処する。

(5) 強化地域及びその周辺地域を管轄する血液センターにおいては、災害発生に伴い血液製剤の需要が急増する場合や採血機能等の停止により血液不足が予想されるので、必要な血液製剤の確保及び供給の準備その他必要な措置を講じる。

第5 各支部等に係る地震防災応急対策

強化地域内の支部・施設にあつては、施設ごとに下記事項について具体的に定める。

また、情報の伝達、職員の確保については、就業時間外における対応も定めておく。

- (1) 地震予知情報の伝達等。
- (2) 地震防災応急対策を実施する職員の確保。
- (3) 災害発生に備えた資機材、人員等の配備手配。
- (4) 患者、収容者及び来訪者等の退避又は安全確保の措置。
- (5) 貯蔵する高圧ガス、毒物・劇薬物等の応急的保安措置。

第2節 大規模地震に関する災害救護訓練

災害救護を適確に実施するには平常における訓練の積み重ねによるところが大きいことは当然の理であるが、この訓練は、綿密なプログラムと統制により実施すべきものである。

特に強化地域内の支部においては、情報の伝達、職員の参集、救護資材の点検確認等災害発生前の諸活動を含め、かつ防災ボランティアや防災関係機関との協調体制の強化をも目的とした総合的な災害救護訓練を実施する。

また、施設にあっても、情報の伝達、職員の参集、患者等の退避及び危険物の保管措置等地震防災上必要な訓練を行う。

第3節 地震防災上必要な教育及び広報

第1 地震災害に適切に対処するためには、地震及び津波に関する知識、地震防災関係法令等の熟知の如何が大きく影響すると考えられるので、本社及び支部は、地震災害に関する講演会、研修会等には極力関係職員を出席させるとともに、地震防災に関する資料の収集配布、講習会の開催等地震防災に関する教育を行う。

第2 本社及び支部は、管下施設への入院・外来患者、施設利用者、訪問者に対して、施設で定めた退避等安全確保その他とられる防災対策に協力が得られるよう必要な広報を行う。

附 則(平成13年6月総務第34号の2)

この改正は、平成13年6月1日から施行し、改正後の規定は、平成13年1月6日から適用する。

前 文(平成16年7月総務第78号の3)

〔前略〕平成16年10月1日から施行する〔後略〕。

前 文(平成17年3月人事第66号)

〔前略〕平成17年4月1日から施行する〔後略〕。

